

## 特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

---

令和4年9月1日

J Aそでうら

当 J A では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客様を対象に、下記のとおり J A 貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせ致します。

全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが A T M 捜査に不慣れなご高齢の方を A T M に誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客様の大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 対象となるお客さま

過去3年以上、J A 貯金口座でのお取引（自動支払いおよび年金受け取りなどの各種サービスを含む）がない満65歳以上の個人のお客さま

#### 2 利用制限について

上記1に該当するお客さまは、J A バンクキャッシュカードを利用した1日あたりの「振替（振込含む）」の限度額を10万円に制限させていただきます。

#### 3 利用制限の開始日

令和4年10月1日（土）

#### 4 その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは下記にお問合せいただきますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ

J A そでうら

信用共済部

0234-92-4759